平成２８年（フ）第７８５号
札幌市厚別区厚別西４条５丁目１番13号　ロイヤルハイツ北野Ａ101号
債務者　小倉　祥太
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９４号
札幌市東区北34条東１丁目２番40―402号
債務者　金子　紗苗
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９９号
札幌市手稲区前田２条４丁目４番６―505号
債務者　佐藤　裕子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７号
北海道岩見沢市６条西４丁目２番地29　レジェンド・Ｋ　305、前住所釧路市大楽毛５丁目２番９号　２階
債務者　杉山　　力
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２５号
岐阜県多治見市前畑町１丁目23番地　メイゾン陶都202
債務者　森下　文子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第３０７号
堺市西区上505番地５、前住所堺市北区百舌鳥本町１丁61番地１　小西文化20号
債務者　**德**永　善久
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３０９号
大阪府柏原市国分本町２丁目５番14―102号　プレステージ国分
債務者　岩峪　秀人
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３１５号
大阪府松原市上田７丁目14番８―103号、前住所大阪府松原市上田３丁目９番４号
債務者　岡野　正人
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３２６号
堺市南区高倉台２丁２番１―107号、前住所大阪府八尾市久宝寺１丁目２番54号
債務者　水谷　　寛
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３３５号
堺市西区鳳西町１丁80番地１　サングレールフェニング305号
債務者　髙宮　美枝
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３４９号
大阪府羽曳野市碓井４丁目19番６―203号、前住所大阪府羽曳野市高鷲10丁目１番27号
債務者　土井　浩史
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３６１号
大阪府河内長野市千代田台町１番16―303号
債務者　中井フミ子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
札幌市豊平区美園２条８丁目１番20号　フィオーレ美園303号、申立時の住所北海道夕張市平和１番地36
債務者　鈴木　大輔
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第７４号
茨城県土浦市神立中央５丁目14―18　エス・エスペランサ202号室、住民票上の住所茨城県土浦市神立中央４丁目２番２―205号　市営神立住宅
債務者　石田真奈美
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第９７号
新潟県糸魚川市大字別所1267番地２
債務者　小林　浩明
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第４３号
新潟県上越市春日新田３丁目２番３号　メゾン彰Ａ号
債務者　玉城　幸也
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
新潟地方裁判所高田支部